営業許可制度が変わります

食品衛生法が改正され、令和３年６月１日から食品営業の許可制度が変更になります。

現在お持ちの旧法の許可期限が到来するまでに、新法による新規許可の取得が必要です。

※ 通常であれば、許可期限の約１か月前に更新手続きをしていただきますが、法改正により施設基準等が変更となったため、「更新手続き」ではなく「新規許可申請」をしていただきます。

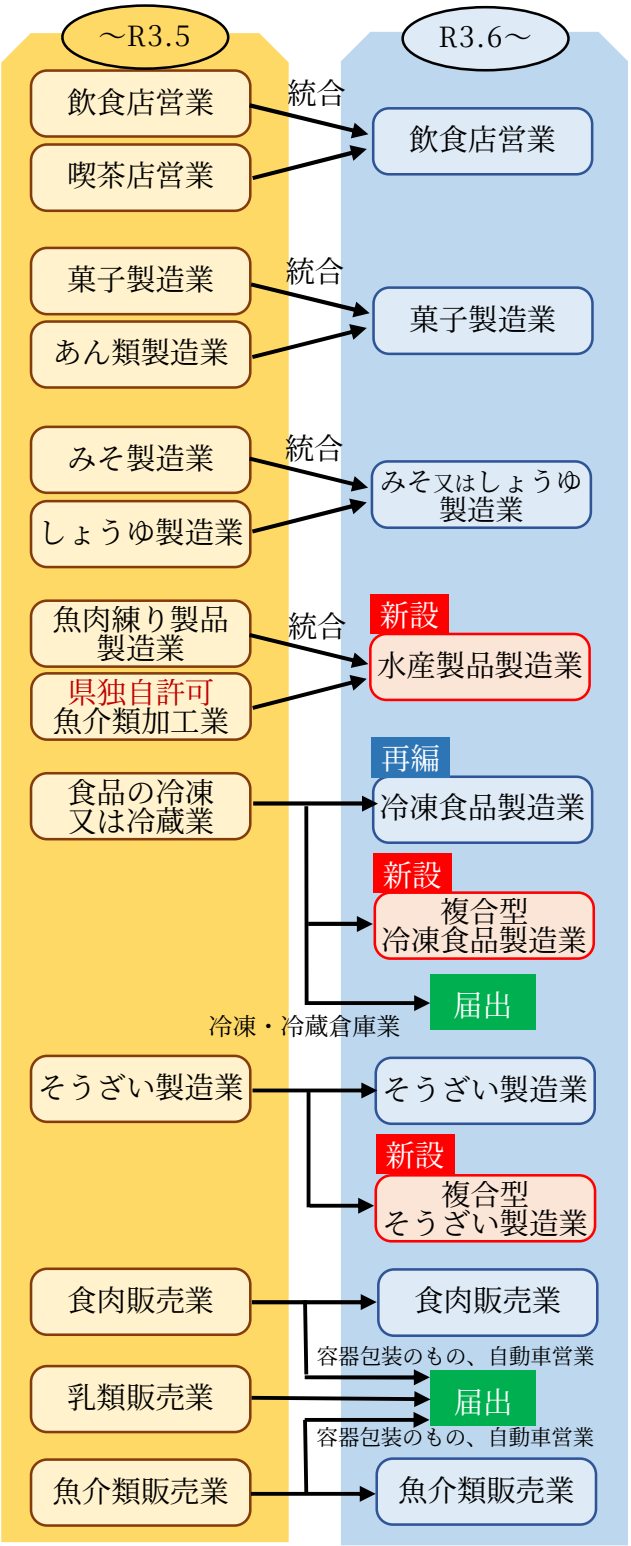

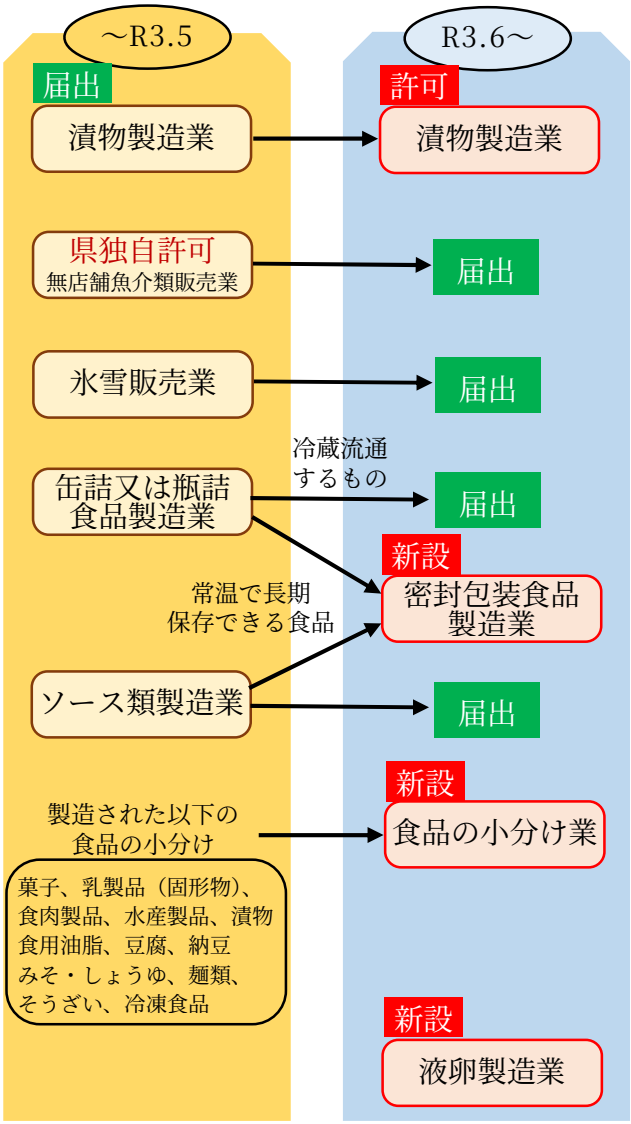

※ 新法における営業許可は 32 業種。
アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚介類競り売り営業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、添加物製造業はそのまま。

※ 「複合型」とは、そうざい製造又は冷凍食品の製造にあわせて、菓子製造、麺類製造、魚肉練り製品以外の水産製品製造、食肉処理のいずれか又は複数を HACCP に基づく衛生管理で行う業態。